

監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 315</p> <p style="text-align: center;">重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第13号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. リスク評価手続とこれに関連する活動》(第12項から第17項参照) (省略)</p> <p>《(5) 経営者及びその他の企業構成員への質問》(第13項(1)参照)</p> <p>《① 経営者及びその他の企業構成員に対し質問する理由》 (省略)</p>	<p>監査基準報告書 315</p> <p style="text-align: center;">重要な虚偽表示リスクの識別と評価</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第13号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p> <p>《2. リスク評価手続とこれに関連する活動》(第12項から第17項参照) (省略)</p> <p>《(5) 経営者及びその他の企業構成員への質問》(第13項(1)参照)</p> <p>《① 経営者及びその他の企業構成員に対し質問する理由》 (省略)</p>

新	旧
<p>A23. 経営者及び財務報告の責任者、並びにその他の適切な企業構成員及び異なる階層の従業員に対する質問を通じて、重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に関する異なる見方を入手することがある。</p>	<p>A23. 経営者及び財務報告の責任者、並びにその他の適切な企業構成員及び異なる階層の従業員に対する質問を通じて、重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に関する異なる見方を入手することがある。</p>
<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役等への質問は、経営者による財務諸表の作成に対する監査役等による監視の程度を監査人が理解するのに役立つ。監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」では、監査人が監査役等から情報を入手する上での、双方向のコミュニケーションの重要性について記載している（監基報 260 第 4 項(2)参照）。 <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査役等への質問は、経営者による財務諸表の作成に対する監査役等による監視の程度を監査人が理解するのに役立つ。監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」では、監査人が監査役等から情報を入手する上での、双方向のコミュニケーションの重要性について記載している（監基報260第4項(2)）。 <p>(省 略)</p> <p>(省 略)</p>
<p>《3. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解》 (第 18 項から第 26 項参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《3. 企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムの理解》 (第 18 項から第 26 項参照)</p> <p>(省 略)</p>
<p>《(2) 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解が必要となる理由》(第 18 項及び第 19 項参照)</p>	<p>《(2) 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解が必要となる理由》(第 18 項及び第 19 項参照)</p>
<p>A45. 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解は、監査人が、企業に関連する事象や状況を理解するのに役立ち、また、適用される財務報告の枠組みに従った財務諸表の作成において、固有リスク要因がどのように及びどの程度アサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすのかを特定するのに役立つ。また、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解は、監査人が重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際の判断の枠組みとなり、例えば、以下の事項について監査人が計画する際、及び監査の過程を通じて職業的専門家としての判断を行い職業的懐疑心を保持する際に役立つ。</p> <p>(省 略)</p>	<p>A45. 企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解は、監査人が、企業に関連する事象や状況を理解するのに役立ち、また、適用される財務報告の枠組みに従った財務諸表の作成において、固有リスク要因がどのように及びどの程度アサーションにおける虚偽表示の生じやすさに影響を及ぼすのかを特定するのに役立つ。また、企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解は、監査人が重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際の判断の枠組みとなり、例えば、以下の事項について監査人が計画する際、及び監査の過程を通じて職業的専門家としての判断を行い職業的懐疑心を保持する際に役立つ。</p> <p>(省 略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」に従った、財務諸表が適正に表示されているかどうかの評価（監基報 700 第 13 項(5)参照） <p>(省 略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」に従った、財務諸表が適正に表示されているかどうかの評価（監基報 700 第 11 項(5)参照） <p>(省 略)</p>
<p>《4. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》(第 27 項から第 36 項参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《4. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》(第 27 項から第 36 項参照)</p> <p>(省 略)</p>
<p>《(5) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》(第 27 項(2)参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《(5) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》(第 27 項(2)参照)</p> <p>(省 略)</p>
<p>《② アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》</p> <p>《ア. 固有リスクの評価》 (第 30 項から第 32 項参照)</p> <p>(省 略)</p>	<p>《② アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》</p> <p>《ア. 固有リスクの評価》 (第 30 項から第 32 項参照)</p> <p>(省 略)</p>

新	旧
<p>《特別な検討を必要とするリスク》(第31項参照) 《特別な検討を必要とするリスクを決定する理由及び監査への影響》 A203. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができ、以下の事項を含む要求された特定の対応を実施することができる。</p> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書 260 は、監査人が識別した特別な検討を必要とするリスクについて監査役等とのコミュニケーションを要求している(監基報 260 第 15 項参照)。 <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《特別な検討を必要とするリスク》(第31項参照) 《特別な検討を必要とするリスクを決定する理由及び監査への影響》 A203. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができ、以下の事項を含む要求された特定の対応を実施することができる。</p> <p>(省 略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査基準報告書 260 は、監査人が識別した特別な検討を必要とするリスクについて監査役等とのコミュニケーションを要求している(監基報 260 第 13 項参照)。 <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)</p> <p>・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) — 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正)</p>	<p>・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 — 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)</p>
<p>《付録1 企業及びそのビジネスモデルを理解するための考慮事項》(A55項からA59項参照) (省 略)</p> <p>《付録2 固有リスク要因の理解》(第11項(6)、第18項(3)、A3項及びA4項、A74項からA78項参照) (省 略)</p> <p>《付録3 企業の内部統制システムの理解》(第11項(13)、第20項から第25項、A79項からA169項参照) (省 略)</p> <p>《付録4 企業の内部監査機能を理解するための考慮事項》(第13項(1)、第23項(1)②、A24項からA26項、A106項参照) (省 略)</p>	<p>《付録1 企業及びそのビジネスモデルを理解するための考慮事項》(A55項からA59項参照) (省 略)</p> <p>《付録2 固有リスク要因の理解》(第11項(6)、第18項(3)、A3項及びA4項、A74項からA78項参照) (省 略)</p> <p>《付録3 企業の内部統制システムの理解》(第11項(13)、第20項から第25項、A79項からA169項参照) (省 略)</p> <p>《付録4 企業の内部監査機能を理解するための考慮事項》(第13項(1)、第23項(1)②、A24項からA26項、A106項参照) (省 略)</p>

新	旧
<p>《付録5 ITを理解するための考慮事項》(第24項(1)、第25項(2)から(3)、A82項及びA154項からA160項参照)</p> <p>(省略)</p>	<p>《付録5 ITを理解するための考慮事項》(第24項(1)、第25項(2)から(3)、A82項及びA154項からA160項参照)</p> <p>(省略)</p>
<p>《付録6 IT全般統制を理解するための考慮事項》(第25項(3)②、A161項及びA162項参照)</p> <p>(省略)</p>	<p>《付録6 IT全般統制を理解するための考慮事項》(第25項(3)②、A161項及びA162項参照)</p> <p>(省略)</p>
以上	以上
	以上